

学校における 教育活動と著作権



文化庁著作権課



コピーOK 障害者OK 学校教育OK www.bunka.go.jp/jiyuriyo
利用の際は必ず下記サイトを確認ください。
このマークは本説明資料に掲載しているすべての著作物について付けられたものです。

平成15年6月の著作権法の一部を改正する法律の成立により、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が拡大されました。（平成16年1月1日施行）

学校における例外措置とは？

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の了解（許諾）を得る必要がありますが、学校などの教育機関においては、その公共性から例外的に著作権者の了解（許諾）を得ることなく一定の範囲で自由に利用することができます。

学校における例外措置には、主に次のようなものがあります。

（下線の部分が今回、追加されました。）

- 教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合（第35条第1項）
- 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）
（翻訳、編曲等して利用も可）
- 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又はインターネット試験などで試験問題を送信する場合（第36条）
（翻訳して利用も可）
- 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）
（翻訳して利用も可）
- 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

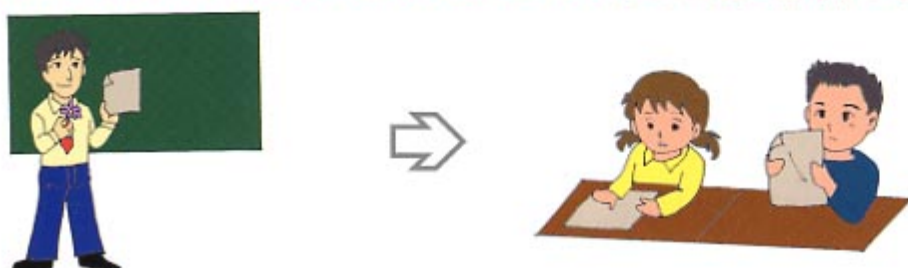
教員及び児童・生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をコピーし配布する場合 (第35条第1項)

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②授業を担当する教員やその授業等を受ける児童・生徒がコピーすること
- ③本人(教員又は児童・生徒)の授業で使用する
- ④コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤既に公表された著作物であること
- ⑥その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑦原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

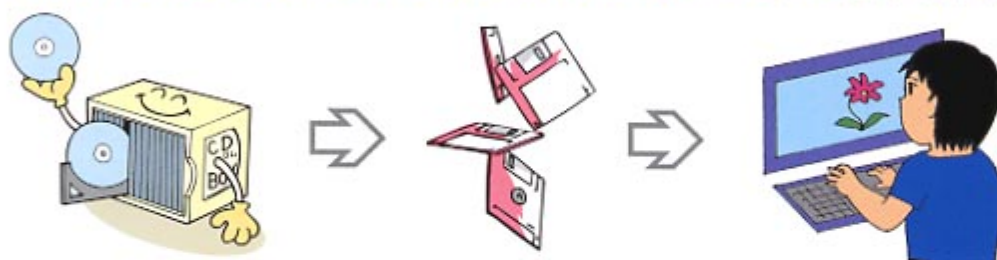
- 教員が授業で使用するために、小説などをコピーして児童・生徒に配布する場合



- 児童・生徒が、「調べ学習」のために、新聞記事などをコピーして、他の児童・生徒に配布する場合



- 教員が、ソフトウェアなどを児童・生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合 (⑥の条件に違反)



- 教員や児童・生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配布する場合 (⑥の条件に違反)



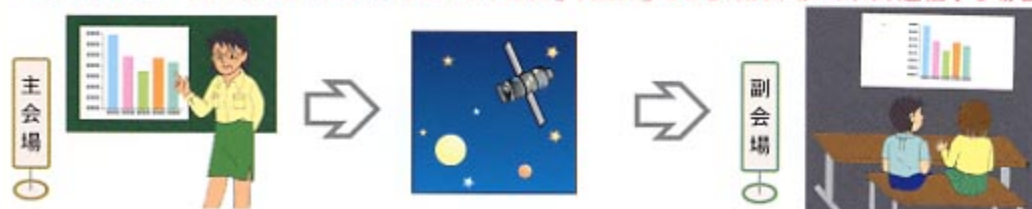
「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合（第35条第2項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
- ③ 送信は「授業を受ける者」のみへの送信であること
- ④ 「主会場」から「副会場」に対し行われる送信は、「同時中継」であること
- ⑤ 「主会場」において、配布、提示、上演、演奏、上映、口述（講演、朗読など）されている教材であること
- ⑥ 既に公表された著作物であること
- ⑦ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑧ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

- 主会場において教員が教材として提示する「地図」「図表」などを、副会場に向け、送信する場合



- 主会場において教員が教材としてコピー・配布した資料を、副会場に向け、送信する場合



- 主会場において行われた授業を録音、録画したものを、後日改めて副会場に向け、送信する場合（④の条件に違反）



- 主会場で行われる授業を、誰でも視聴できるようにして送信する場合（③の条件に違反）



- 主会場がなくスタジオから直接、遠隔地に送信し授業を行う場合（②の条件に違反）



試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配布する場合又はインターネット試験などで試験問題を送信する場合 (第36条)

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

● 小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合



● 小説や社説などを用いた試験問題をインターネットなどによって、送信して出題する場合



● 入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場合 (②の条件に違反)



● 市販されているドリルなどの教材を試験問題として、インターネットなどによって、送信する場合 (④の条件に違反)



発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合（第32条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

- ①既に公表された著作物であること
- ②利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必然性」があること）
- ③利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については、引用される部分（他人の作品）が「従」で、自ら作成する部分が「主」であること）
- ④引用部分については、カギ括弧などを付して、明確にすること
- ⑤著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

- 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための素材として発行された記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合



引用とは言えない例

- 修学旅行で使う資料の最後に参考資料として、市販のいくつかの旅行ガイドブックから名所・旧跡の記事を集めて掲載する場合
- 小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合



学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合（第38条第1項）

著作権者の了解なしに利用できるための条件

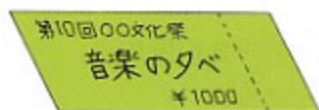
- ① 作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読等）のいずれかであること
- ② 既に公表された著作物であること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

具体例

● 文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合



● 音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合（④の条件に違反）



用語解説

【営利を目的としない教育機関】

小・中・高・大学・高等専門学校、専修学校などが含まれます。また、公民館、青年の家などの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練施設なども含まれます。なお、営利を目的とする教育機関としては、私人の経営する学習塾などが該当します。

【授業】

初等・中等教育機関の場合、いわゆる授業だけでなく、特別活動である運動会等の学校行事も含まれます。また大学の場合は、講義をはじめ、実験・実習・体育実技・ゼミ等も含まれます。

【出所の明示】

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用に当たっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、無断で利用できる場合であっても、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版者名などを明示しなければなりません。



著作権法(抄)

下線部分は、平成16年1月1日から施行

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2項については、省略。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2～5項については、省略。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一～三号及び2、3項については、省略。

お問い合わせ先

文化庁著作権課 TEL 03-5253-4111 (代表)

文化庁著作権課のホームページ：<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/>

このパンフレットに対するご意見や感想があれば下記までお寄せ下さい。

ckyyouiku@bunka.go.jp